

令和6年2月28日  
防衛省職員生活協同組合

「令和6年能登半島地震」に係る火災共済事業契約の制限緩和の措置についてのお知らせ

標記につきまして、以下のとおり新規・増口の申込みについての制限を見直すこととしましたのでお知らせします。

1 制限の一部緩和

(1) 対象地域

石川県志賀町、七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、中能登町及び能都町

(2) 対象火災共済契約者等（前号の地域に居住又は転入する者）及び受付可能な契約目的

※（ ）内は受付可能な契約

ア 発災以降対象地域に異動する火災共済契約者（動産）

イ 震災後、退職する火災共済契約者（①新規の退職火災共済申込者：建物及び動産、②年度末までの火災共済契約：動産）

ウ 火災共済において建物のみ契約し、その建物の滅失により契約を失う火災共済契約者（建物及び動産）

エ 質権の設定のため、契約締結の緊急性がある組合員（建物及び動産）

2 制限解除

前項で示す地域を除く全ての地域

3 制限を緩和する日

令和6年3月1日